

健康・保険の 窓口からお知らせします

4月には、新制度の開始や変更などがあります。申請など、早めの手続きをお願いします。

医療

問合せ 医療助成・年金課 ☎(740)1108

後期高齢者健康診査が受診できます

4月から29年3月まで。医療機関は全戸配布の案内を参照

市民で後期高齢者医療制度の被保険者の健康診査を4月から29年3月まで実施します。受診できる医療機関は4月上旬に全戸配布する「健康づくり事業のご案内」を参照してください。

また、無料受診は、1年度内（4月から29年3月）に1人1回限りで、人間ドック受診費用の助成との重複受診はできません。持参するものは後期高齢者医療被保険者証です。

後期高齢者の人間ドック費用を助成

費用の7割を助成。上限は2万4,000円

市民で後期高齢者医療制度の被保険者に、市立川西病院または市保健センターの人間ドックの費用（7割、上限額2万4,000円）を助成しています（1年度につき1回）。後期高齢者医療保険料に滞納があると助成できない場合があります。また、後期高齢者健康診査との重複受診はできません。希望者は市立川西病院☎(794)2321 か保健センター☎(758)4721 に電話予約の上、受診時に後期高齢者医療被保険者証を提示し、助成申請書に記入してください。助成後の金額で受診できます。

後期高齢者医療制度保険料を改定

保険料額は7月中旬に送付する決定通知書でお知らせ

28・29年度の後期高齢者医療制度の保険料率が決定しました。①保険料率（均等割額・所得割率）の変更（下表）②所得の低い人の軽減を拡大。

個人ごとの保険料額は7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

	平成26・27年度	平成28・29年度
均等割額	47,603円	48,297円
所得割額	9.70%	10.17%

高額医療費助成の「認定証」手続きを

事前の手続きで支払いを一定の金額にとどめられます

国民健康保険・後期高齢者医療制度では、事前の手続きで医療機関や調剤薬局で支払う一部負担金を自己負担限度額までにする認定証を交付することができます。

支払いが高額になる人は、医療機関の窓口で認定証を提示すれば、支払いを一定の金額にとどめることができます。

希望者は、受診者の保険証と届出人の印鑑（後期高齢者医療制度加入の人は受診者の保険証と印鑑）を持って、国民健康保険加入者は市役所1階の国民健康保険課☎(740)2006へ、後期高齢者医療制度加入者は同1階の医療助成・年金課☎(740)1108へ。ただし、国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がある場合は発行できないことがあります。

なお、70歳以上の国民健康保険加入者と後期高齢者医療制度の加入者で、住民税課税世帯の人は、高齢受給者証または後期高齢者医療保険証を提示すると自己負担限度額での支払いになるため、手続きの必要はありません。

国保の手続き

問合せ 国民健康保険課 ☎(740)1170

国民健康保険の手続きは14日以内に

就職や退職、転入や転出などの異動の際は手続きを

就職や退職、転入や転出など異動があった人は、必ず次のような手続きが必要です。

保険税の納付は原則口座振替となります。国民健康保険課で振替口座の名義人本人が申し込む場合は、振替口座のキャッシュカード（暗証番号の入力必要）と運転免許証などの身分証明書で口座振替の手続きができます。

【国民健康保険加入者が就職した時】

国民健康保険をやめる手続きが必要です。新たに加入した社会保険の保険証と国民健康保険証、認印を持って市役所1階の同課へ。

【国民健康保険加入者が転出した時】

国民健康保険をやめる手続きが必要です。転出手続き後、国民健康保険証と認印を持って、同課へ。

【社会保険加入者が退職した時】

次のいずれかの方法で保険に加入を。

①社会保険の任意継続に加入する②社会保険に加入している家族の被扶養者になる③国民健康保険に加入する—①②は勤務先などへ問い合わせを。③は社会保険資格喪失証明書と認印、通帳、通帳の届出印を持って同課へ。

【国民健康保険の加入者が転入した時】

国民健康保険の加入手続きが必要です。転入手続き後、認印と通帳、通帳の届出印を持って同課へ。

離職者の国保税を軽減

条件あり。軽減を受けるには申告が必要です

「倒産・解雇などによる離職」や「雇い止めなどによる離職」をした人は、国民健康保険税が軽減されます。軽減を受けるには申告が必要です。

軽減の対象は①雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職など）②雇用保険の特定理由離職者（雇い止めなどによる離職など）—として失業給付を受ける人です。軽減期間は、離職日の翌日から翌年度末まで（雇用保険の「失業等給付」を受ける期間とは異なります）。一度申告すれば更新手続きは不要です。

また、この軽減制度に該当しない人でも、会社都合での退職や、自営業の人が休・廃業をした場合など、市の条例により保険税を減免できる場合があります。

国保の利用

問合せ 国民健康保険課 ☎(740)2006

ジェネリック医薬品（後発医薬品）

切り替えの検討を。差額通知を送付します

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、最初に作られた薬の特許終了後に、有効成分、用法・用量、効能・効果が同じものと国に認可された、より安価な薬です。

差額通知は、現在服薬している薬をジェネリック医薬品に変更した場合、薬代がいくら安くなるかをお知らせするものです。これを機会にジェネリック医薬品へ切り替えの検討をお願いします。

切り替えを希望する場合は、医師、薬剤師に相談してください。

ただし、ジェネリック医薬品への切り替えは強制ではなく、全ての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。症状などにより医師がジェネリック医薬品の使用を認めない場合もあります。

がん検診を無料で受診できます

健(検)診を受け、疾病の早期発見へ

国民健康保険加入者は右上表のがん検診を無料で受診できます。

毎年1回、特定健診とがん検診を受け、疾病の早期発見に努めましょう。受診方法は、保健センター☎(758)4721 や検診委託医療機関（詳しくは4月上旬に全戸配布する「健康づくり事業のご案内」を参照）に電話などで予約の上、受診するようにして

ください。

窓口で国民健康保険被保険者証を提示すれば、無料で受診できます（受診当日加入者でなくなった場合を除く）。

検診名	対象者
肺がん検診	満40歳以上
前立腺がん検診	満50～74歳の男性
胃がん検診 (保健センターのみ実施)	満40歳以上
子宮頸がん検診	満40歳以上の女性
大腸がん検診	満40歳以上

※乳がん検診（視触診500円、乳房X線1,000円）は対象外

国保加入者の人間ドック費用を助成

費用の7割を助成。上限は2万4,000円

対象は29年3月31日(金)時点で40歳以上の市国民健康保険加入者。2万4,000円を上限に人間ドック費用の7割を助成します。

主な助成条件は①特定健康診査の検査項目が全て含まれている②国民健康保険税を滞納していない（分割納付中の人は助成できる場合あり）③27年度に人間ドックの助成を受けた人で特定保健指導の対象者については、特定保健指導を終了している（一部服薬などをしている場合を除く）。

受診後に保険証と認印、振込先口座が分かるもの、領収書、検査結果を持って市役所1階の国民健康保険課で申請をすれば助成金を支給します（申請期限は受診日の翌年度5月末まで）。また、市立川西病院や市保健センター、協立病院、九十九記念病院、ベリタス病院で受診する場合は、以下の方法でも申請が可能です。予約日の2週間前までに予約の上、保険証を持って同課で助成券の交付申請をして受診することもできます。

なお、同一年度内に受診できるのは、人間ドックまたは特定健診のどちらか一方のみです。

特定健診の受診券を送付します

受診できる期間などは同封のリーフレットを参照

40～74歳の国民健康保険加入者に、次の日程で28年度特定健康診査受診券を送付します。
1～4月生まれの人と年度内に75歳になる人：4月中旬▷5～8月生まれの人：6月中旬▷9～12月生まれの人：8月中旬

受診できる医療機関など詳細は同封のリーフレットで確認してください。同一年度内に受診できるのは、特定健診または人間ドックのどちらか一方のみです。

なお、上記の時期よりも早期に受診を希望する場合や、28年4月以降に国民健康保険に加入する人で受診を希望する場合は国民健康保険課へ。